

**令和5年度「運動・スポーツ習慣化促進事業（効果発信事業）」業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1. 委託する業務の目的および内容

別添「令和5年度「運動・スポーツ習慣化促進事業（効果発信事業）」業務委託仕様書」参照

2. 契約条件

1. 契約形態

委託契約

2. 予定価格

1,501,000 円（消費税および地方消費税(10%)込み）

3. 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

3. 参加資格

1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
2. 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
3. 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
4. 次に掲げる者。

滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者。

【営業種目】

次の種目が希望営業種目に登録されていること。

大分類:役務

【地域要件】要件なし

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町4-1-1

TEL 077-528-4314

4. 担当部署

〒520-8577 大津市京町4-1-1

滋賀県文化スポーツ部スポーツ課交流推進室（担当：上坂）

TEL:077-528-3366 FAX:077-528-4841 E-mail: sports_epo@pref.shiga.lg.jp

5. 企画提案書等に関する質問および回答

1. 質問受付期限

令和6年2月21日（水）17時15分まで受け付ける。

2. 質問方法

- ・質問がある場合は、メールで「4. 担当部署」に記載の場所へ提出すること。
- ・標題には「【質問：事業者名〇〇】」と記載すること。

3. 回答方法

質問内容とその回答については、令和6年2月22日（木）を目途にメールで送信するとともに、県スポーツ課HP (<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bunakasports/sports/>) に掲載する。

4. 説明会

説明会については開催しない。

6. 企画提案書等の提出

1. 提出書類の種類・様式

① 企画提案書等提出書（様式1）

② 企画提案書

ア 企画提案書の形式はA4サイズとする。

イ 企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるように解りやすく表現すること。

ウ 企画提案書には、次の内容を記載すること。

- ・企画提案のコンセプト
- ・運動・スポーツに興味関心を持ってもらうための提案
- ・滋賀県が実施した「令和5年度運動・スポーツ習慣化促進事業」（以下、「本事業」という。（別紙参照））で実践した健康増進プログラムの効果についてPRするための提案
- ・業務スケジュール
- ・業務執行体制
- ・過去の取組実績

③ 経費見積書

- ・経費見積書には、別紙「令和5年度「運動・スポーツ習慣化促進事業（効果発信事業）」業務委託仕様書」をもとに、着手から完了までに要する経費とその内訳を明記すること。また、収入の内訳を記載すること。
- ・事業費は 1,501,000 円以内とすること。
- ・消費税および地方消費税(10%)を含むこと。（税額を明示すること。）

④ 添付書類

- ・「3. 参加資格」の4.(2)に該当する者は、当該資格要件が確認できる当該団体の定款、役員名簿等ならびに消費税および地方消費税の未納がないことの証明書を添付すること。

と⑤その他添付書類（該当する場合）

- ・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録および次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合それを証するものの写し
- ・高年齢者雇用確保措置を講じている場合
締結した労使協定または労働基準監督署へ届出をしている就業規則の該当箇所の写し
- ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって、法定雇用率が達成されている場合
公共職業安定所に提出している「障害者雇用状況報告書」の写し
- ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって、障害者を雇用している場合、障害者を雇用している旨の申立書
- ・同様の事業の実績がある場合はその内容がわかる資料

2. 提出部数

8部（正本1部および副本7部）正本には、事業者名、所在地住所、代表者職・氏名を記載し、代表印を押印すること。

3. 提出方法

持参または簡易書留郵便による郵送

4. 提出先

「4. 担当部署」に記載の場所

5. 提出期限

令和6年2月26日（月）17時15分（時間厳守とし、郵送や宅配等の遅れは考慮しない。）

7. 審査および契約予定者の決定方法

1. 滋賀県文化スポーツ部スポーツ課が設置する委員会により、契約予定者を選考する。
2. 委員会は4名の委員をもって組織する。
3. 審査会において、審査を行い、次に掲げる項目により、総合点が最も高いものを当該事業の契約予定者とする。なお、最高得点が複数あった場合は、最も価格が低い1者を契約予定者とする。ただし、合計点が5割を超えない提案は、順位いかんに関わらず、採用しない。なお、プレゼンテーション等を行わない。
4. 評価項目および評価点（審査員1名あたりの評価点）

評価項目	評価点
(1) 提案される内容は、運動・スポーツに興味関心がないものを取り込む工夫があり、効果的なものとなっているか。	20
(2) 県内各地域の県民が参加しやすい工夫がされているか。	15
(3) 本事業で実践した健康増進プログラムの効果等、運動・スポーツに取り組むことの効果を情報提供するなど習慣化につながる工夫があるか。	15
(4) 多様な団体と連携した内容となっているか。	15

(5) 経費削減を意識した見積金額となっているか。	10
(6) 業務が確実に遂行できる体制やスケジュールリングが期待できるか。	10
(7) 本業務に活用可能な取組事例・実績があるか。	9
(8) 県内に本店を有する事業者であるか。	1
(9) 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
(10) 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1
(11) 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている。	1
(12) 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
(13) 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。 ①国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 ③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1
合計（満点）	100

5. 審査の結果についてはすべての提案者に文書で通知する。

8. 失格

1. 提出期限に遅れた場合
2. 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
3. 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
4. その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

9. その他注意事項

1. 本プロポーザルに関連して、滋賀県が参加者より提出を受ける全ての書類や資料の所有権は滋賀県にあるものとし、返却しない。ただし、提出された提案書の記載事項について

て、滋賀県が参加者に無断で他の目的に使用することは無い。

2. 提案書等の作成に生じた経費および参加にかかる報酬は無く、参加に要する経費は、全て各参加者の負担となる。
3. 提出された提案書等を受理した後の加筆および修正は認めない。
4. 採用した場合でも、両者協議の上、その内容を変更することがある。
5. 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、また、参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。
6. 委託料の支払いについては、委託業務終了後に精算払いとする。
7. 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限定する。